

この度は、『平成二七年新版 危険物六法』をご購読いただきまして、厚く御礼申し上げます。さて、本書に誤りがございました。ご購入いただいた皆様にご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。

大変お手数ですが、次のとおり訂正してご使用いただけますようお願い申し上げます。

一〇〇四ページ 下段 9行目

誤	正
<p><b>第五〇条</b> 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p>	<p><b>第五〇条</b> 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p>2  法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>